

## 令和 7 年度 多摩産材利用啓発推進事業の募集について

### 1 募集期間

令和 7 年 5 月 1 日（木曜日）～令和 7 年 6 月 4 日（水曜日）

### 2 補助対象者（事業実施主体）

東京都森林組合、木材関連業者等の組織する団体（林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると思われる団体）

### 3 補助対象事業

森林所有者、木材関連業者、住宅建築関連業者、一般消費者等に対して行う下記事業

（１）多摩産材のよさや利用する意義を普及啓発するイベントの開催、展示、情報収集・発信等

（２）多摩産材を活用した「顔の見える木材での家づくり」を普及促進するイベントの開催、展示、情報収集・発信等

※ イベント、展示及び会議等については、事業実施主体が主催又は共催し、都内において実施するものに限る。

※ 令和 8 年 3 月 3 1 日（月曜日）までに事業が完了すること。

### 4 予算額 4 5 0 万円

### 5 補助額 補助対象経費の 4 分の 3 以内

1 団体当たりの上限額 : 1 2 0 万円

### 6 補助対象経費（詳細は「多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱」を参照）

| 補 助 対 象 経 費 区 分 |        |                                         |
|-----------------|--------|-----------------------------------------|
| 大項目             | 小項目    | 備 考                                     |
| 人件費<br>※ 1      | ① 技術者給 | 事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃 |
|                 | ② 賃金   | 賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む                 |
|                 | ③ 謝金   | 会議等に出席する委員等の謝金                          |
| 事務費             | ④ 旅費   | 事業の指導監督に必要な経費                           |

|     |                       |                                                   |
|-----|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 事務費 | ⑤ 需用費                 | 消耗品費、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓代に限る）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料 |
|     | ⑥ 役務費                 | 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税       |
|     | ⑦ 委託料                 | 資料作成、登記事務、測量等の委託料                                 |
|     | ⑧ 使用料及賃借料             | 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料                  |
|     | ⑨ 備品購入費※ <sup>2</sup> | 事業の実施のために直接必要な備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く）          |
|     | ⑩ 構築物設置費              | 工事費、工事雑費、実施設計費                                    |

※1 補助事業者の構成員に係る人件費は補助対象外とする。

※2 備品購入費について、補助事業者が自社調達（構成員を含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を補助対象経費とする。

## 7 補助事業者の選定

選定に当たっては、学識経験者を交えた審査会を設置し、多摩産材利用啓発推進事業実施計画書の内容から優先順位を設定し、予算の範囲内で補助事業者を選定します。審査の主な評価項目は、「令和7年度 多摩産材利用啓発推進事業の募集に関するQ & A」を参照してください。

## 8 応募方法

応募される方は、**令和7年6月4日（水曜日）まで**に必ず応募申請書類を作成のうえ、郵送（当日消印有効）又は電子申請システム（J グランツ）にて提出してください。

書類に不備がある場合、受理できないことがありますので、余裕をもって、下記10までお問い合わせください。

（1）応募書類（「多摩産材利用啓発推進事業実施要領」第4に規定する書類）

ア 多摩産材利用啓発推進事業実施計画書（実施要領第1号様式（様式中に添付の指示があるものを含む。））

※ イベント、展示及び会議等の計画に当たっては、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた計画を策定すること。

※ 人件費の申請がある場合は、団体構成員名簿を添付すること。

※ 記載内容ごとに、見積書若しくは積算書等を添付すること。添付がない場合、補助事業の対象とならない場合がある。

イ 申請者の概要（実施要領第2号様式（様式中に添付の指示があるものを含む。））

（2）応募書類の提出先

ア 郵送の場合

※ アを6部、イを2部、提出してください。

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎21階

TEL 03-5320-4855

イ 電子申請システム（J グランツ）の場合

下記よりアクセスしてください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/search>

9 補助金交付までの流れ

事業予定者内定 : 7月上旬（予定）

補助金交付申請 : 事業予定者は内定の通知受領後、補助金の交付申請書を提出

補助金交付決定通知 : 補助金交付申請後、東京都から事業者へ通知

事業着手 : 補助金交付決定通知を受けてから事業に着手

事業完了 : 事業完了後、実績報告書の提出、補助金額の確定、補助金支出

※ 交付申請、実績報告時の提出書類については、「多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱」をご参照ください。

※ 採択事業については、実績報告時に経理関係書類（契約書、納品書、請求書、領収書、銀行の振込明細等、交付決定後の事業着手および年度内の支払完了等の事実が確認できるもの）をご提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

10 問い合わせ先

○事業実施場所が主に区部・島しょ

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当

新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 21 階中央

TEL 03-5320-4855

○事業実施場所が主に多摩地域

東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課 振興担当

青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎 2 階

TEL 0428-22-1162

※ 応募を考えている方や事業について質問したい方はお早めに各窓口へご相談ください。

※ 応募書類は、「東京都 産業労働局 農林水産部 森林課 木材流通担当」までご提出ください。

◆ 応募に当たっては、「令和7年度 多摩産材利用啓発推進事業の募集に関するQ & A」に必ず目を通してください。